

- 外務省巡查佐土原勘次郎(長沙)ハ三月三十一日著任セリ
- 外務省巡查長谷川憲式(濟南)ハ四月三日前任地哈爾濱出發赴任セリ
- 外務省巡查丹定雄(天津)ハ四月八日著任セリ
- 外務省巡查桂喜一郎(汕頭)ハ四月一日著任セリ
- 外務省巡查白戸末吉(開島)ハ四月八日前任地厦門出發赴任セリ
- 外務省巡查山越貞雄(哈爾濱)ハ四月十日前任地天津出發赴任セリ
- 外務省巡查中島好雄(頭道溝)ハ四月二十九日著任セリ
- 外務省巡查田中辰喜(厦門)ハ三月二十八日任地出發四月二日歸朝セリ
- 外務省巡查小森弘(天津)ハ三月二十六日任地出發四月七日歸朝セリ
- 外務省巡查齋藤孫治(濟南)ハ三月三十日任地出發四月九日賜暇歸朝セリ
- 外務省巡查面高俊基(芝罘)ハ三月二十九日前任地琿春出發四月十一日歸朝シ同十八日東京出發赴任セリ
- 外務省巡查小栗嘉治(馬吉林)ハ二月二十四日前任地福州出發赴任ノ途次四月十四日東京ニ立寄り同十九日出發赴任セリ
- 外務省巡查野村雄吉(琿春)ハ四月二十四日東京出發赴任セリ
- 外務省巡查平工太三(開島)ハ四月六日任地出發同十九日賜暇歸朝セリ
- 外務省巡查木村三峽(漢口)ハ四月一日任地出發同十三日歸朝セリ

● 外務省留學生中田吉太郎ハ四月三日哈爾濱經由イルクーツクニ向ヘリ

○ 法令

- 大正七年勅令第八十九號判任官及判任官ノ待遇ヲ受クル者ニ臨時手當給與ノ件中改正ノ件ヲ勅令第九十三號ヲ以テ公布セラレタリ (四月十日、官報)
- 日本「エクスアドル」間修好通商航海條約ノ批准書交換ノ件ヲ外務省告示第四號ヲ以テ公示セリ (四月五日、官報)
- 南米「ユロムビア」共和國「ボゴタ」市ニ帝國名譽領事館ヲ設置シ本年三月二十九日開館ノ件ヲ外務省告示第五號ヲ以テ公示セリ (四月二十一日、官報)

○ 雜件

● 本年四月十日ヨリ施行ノ外務書記生試験ニ合格シタル者左ノ如シ

吉岡武亮
米垣興業
伊勢川實
八木九藏
清水萬重

阿部義直 掛川巖 能見英一 功力千俊 坂部正道 吉岡禮次 上村哲男 石原秋朗 豊原幸夫 松本昌幸 上野利作 平田雄飛 沼正記 加納四郎 高橋茂 大前武雄 山本喜一郎

高松作治郎 齋藤静 兼子爲右衛門 太田泰

(以上大正八年五月六日文書課編纂同十五日印刷)